

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年10月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンモール新発田  
所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) イオンリテール株式会社ほか44者  
(変更後) イオンリテール株式会社ほか42者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の氏名
    - ・ 株式会社大谷  
(変更前) 代表取締役 大谷 勝彦  
(変更後) 代表取締役 大谷 尚子
    - ・ ほか3者
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
    - ・ イオンペット株式会社  
(変更前) 千葉県市川市南八幡4丁目17-8  
(変更後) 千葉県市美浜区中瀬1丁目5番地1
    - ・ ほか5者
- 3 変更年月日  
平成26年6月30日
- 4 変更の理由  
小売業者の入退店、小売業者の代表者及び住所の変更による。
- 5 届出年月日  
平成26年9月18日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成26年10月3日から平成27年2月3日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp